**令和三年** 

三月四日

第百七十一号

日

北杜市須玉町若神子字古城三三五〇番三地

旧

九・三~

七七五・

七

八五・〇

五七四

四

七六・二

次

目

告

示

○土地区画整理事業の換地処分……………………………………………………………………………八五 ○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出………………………八五

人事委員会

○令和三年度山梨県警察官採用試験の実施について……………………………八五

示

## 告

山梨県告示第五十六号

所峡北支所において、この告示の日から令和三年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道路の種類 県道

 $\equiv$ 路線名 北杜八ヶ岳公園線

三 道路の区域

区間

の別 旧新 敷地の幅員 (メートル

延長

(メートル)

木 曜 先から 北杜市高根町下黒沢字坂上二〇番一地先ま

四 区域変更の期日 令和] 二年四 月 日

新

 $\dot{}$ 

几 五六・四

五七四

四

## 山梨県告示第五十七号

設事務所(吉田支所を除く。) 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 般の縦覧に供する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 において、この告示の日から令和三年三月二十五日まで

.....八五

……八五

令和三年三月四日

山梨県知事

長

崎

幸 太 郎

路線名 上野原あきる野線 道路の種類

三 道路の区域

八六・〇	 	新	
八六・〇	-0·0 -t·t	旧	上野原市棡原字南八三八番一地先まで上野原市棡原字坂五二六番四地先から
(メートル)	(メートル)	の 旧別 新	区間

# 山梨県告示第五十八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

Щ 梨 県 公 報 第百七十一号 令和三年三月四日

供する。 設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年三月二十五日まで一般の縦覧に 路の区域を変更する。その関係図面は、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

令和三年三月四日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

道路の種類 県道

路線名 富士河口湖富士線

三 道路の区域

	七五・九		
一二七・七	九・○~	新	まで
	四八・五		何邪習邪鳥で寸字言と口てエリエ番ー也にから
1二七·七	九・〇~	旧	南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先
延長	敷地の幅員	の 旧別 新	区間

## 山梨県告示第五十九号

所峡北支所において、この告示の日から令和三年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 令和三年三月四日 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種道類路
公園線	の路線名
六三八番二地先まで ・大四一番一地先から ・大四一番一地先から	区間
1111110	(メートル)
月十五日	期日開始の

## 山梨県告示第六十号

所峡北支所において、この告示の日から令和三年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

		種 道
	県道	類路の
	清里須玉線	路線名
	玉 線	
七七番二地先まで北杜市須玉町下津金字和入二五三六番一地先から	北杜市須玉町下津金字和入二六	区間
	一 元 元 ○	(メートル)
月十六日	令和三年:	期日開開始

## 公 告

# 特定非営利活動法人の設立の認証申請

ンターに備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報セ 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

申請のあった年月日 令和三年二月十七日

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人三ツ峠味噌グルメの会
- 2 代表者の氏名 川村久江
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡西桂町
- 4 りに寄与することを目的とする。 して、生活改善に関する活動を行い、地域経済や文化の発展と住民の豊かな生活作 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及び都市住民等のあらゆる方に対

三 縦覧期間 令和三年二月二十六日から同年三月二十六日まで

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

日 | 届出の概要 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ケー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

1 市桃園字八反畑千四百二十九番地一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー櫛形店 山梨県南アルプス

2 並びに法人にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

十八番一号 八番一号 外一者 八番一号 外一者 代表取締役 醍醐茂夫 代表取締役 醍醐茂夫 代表取締役 醍醐茂夫 株式会社ケーヨー	変更前	変更後
	十八番一号	八番一号 外一者千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十代表取締役 醍醐茂夫株式会社ケーヨー

3 変更の年月日 令和三年二月十一日

届出年月日 令和三年二月十八日

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧ. 縦覧期間 この公告の日から令和三年七月五日まで

土地区画整理事業の換地処分

とおり換地処分をした旨の届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の

令和三年三月四日

Щ

梨

県

公

報

第百七十一号

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

施行者の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合

施行区域に含まれる地域の名称 都留市井倉字美通及び字馬場の各一部

事業計画決定の年月日 平成二十五年三月十四日

土地区画整理事業の名称都留市井倉第二土地区画整理事業

事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内

換地計画認可の年月日 令和二年十月一日

換地処分通知完了の年月日 令和三年一月二十八日

七六

五 四

 $\equiv$ 

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

のとおり事業計画の変更を認可した。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合

事業施行期間 平成二十五年三月十四日から令和四年三月三十一日まで

四三 施行地区都留市井倉字美通及び字馬場の各一部

Ŧi. 設立認可の年月日 平成二十三年九月一日

都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内

事務所の所在地

変更認可の年月日 令和三年二月二十四日

六

土地区画整理組合の解散認可

のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、 次

令和三年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合

事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内

解散認可の年月日 令和三年二月二十四日

 $\equiv$ 

## 人事委員会

令和三年度山梨県警察官採用試験を次のとおり実施する。 令和三年度山梨県警察官採用試験の実施について

令和三年三月四日

	山梨県公報
	第百七十一号
山梨県人事委員会 中	令和三年三月四日
島	
琢	
雄	
	八六

#### 1 試験職種及び採用予定人員等

	試験職種	区	分	採用予定人員	職務内容	
春季	警察官A (第1回)	男	性	33名程度		
験		女	女性 9名程度			
	警察官A (第2回)		男	性	8名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯
秋季試験		男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、 交通の取締りその他公共の安全と秩序の維 持の任務に従事する。	
		(第2回)	女	性	2名程度	なお、警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は、上記のほか、 警察官に対する柔道又は剣道の技能指導
		女性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	等の業務にも従事する。	
	警察官B	男	性	18名程度		
		女	性	5名程度		

※採用予定人員は変更になる場合がある。

#### 2 受験資格

### (1)受験できる者 ア 年齢、性別及び学歴

	牛節、性別及び字歴						
	試験職種	区分		年齢及び性別	学歴		
		男性	Ė	昭和63年4月2日以後 に生まれた男性			
	警察官 A (第 1 回)	男性/ 武道指導	柔道又 は剣道	昭和63年4月2日以後 に生まれた男性	学校教育法による大学(短期 大学を除く。)を卒業した者 若しくは令和4年3月までに		
	(第2回)	女性	Ė	昭和63年4月2日以後 に生まれた女性	卒業見込みの者又は人事委員 会がこれと同等以上の学力が あると認める者		
			柔道又 は剣道	昭和63年4月2日以後 に生まれた女性			
		男性		昭和63年4月2日から 平成16年4月1日まで に生まれた男性	警察官Aの学歴要件に該当し		
	警察官 B	女性	Ė	昭和63年4月2日から 平成16年4月1日まで に生まれた女性	ない者		

第百七十

- ※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例
  - ・気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
  - ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
  - ・外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は 卒業見込みの者
- イ 警察官A (男性/武道指導)及び警察官A (女性/武道指導)を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。
  - (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して 行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する 者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
  - (イ) 剣道については、公益財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行 う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者 又は公益財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
  - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を 得た者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
  - ア 日本国籍を有しない者
  - イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)
    - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる までの者
    - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の 団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 試験案内の配布及び受付期間等
- (1)試験案内配布開始日 令和3年3月18日(木)
- (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

マハ	受付場所	受付	受付時間等	
区分	・送付先	春季試験	秋季試験	文刊 时间守
持参	山梨県内 各警察署	令和3年4月16日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を	令和3年7月26日(月)から 令和3年8月20日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を 含む。)	午前8時30分から
17 🕾		令和3年4月16日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を	令和3年7月26日(月)から 令和3年8月20日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を 除く。)	午後5時15分まで
郵送	山梨県警察本部警務課	令和3年3月18日(木)から 令和3年4月16日(金)まで	令和3年7月26日(月)から 令和3年8月20日(金)まで	最終日までの消印の あるものに限り受け付 ける。
インターネット		令和3年3月18日(木)から 令和3年4月9日(金)まで	令和3年7月26日(月)から 令和3年8月16日(月)まで	最終日の午後5時1 5分までに受信した ものに限る。 〔期間中常時受付〕

#### 4 試験日及び試験会場

区	分	試 験 日	試 験 会 場
	第1次試験	令和3年5月9日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県 ホームページ等に公表するととも に、受験票に明記して受験者に通 知する。)
春	第 2 次	令和3年5月22日(土) (集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
季試験	(試験	令和3年5月23日(日) (適性検査·身体検査(1回目)·体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	第 3	令和3年6月14日(月)又は6月15日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	次試験	令和3年7月5日(月)又は7月6日(火)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
区	分	試 験 日	試 験 会 場
	第1次試験	令和3年9月19日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:教養試験・論(作)文試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :教養試験・実技試験・身体検査(1回目)) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県 ホームページ等に公表するととも に、受験票に明記して受験者に通 知する。)
秋	第	令和3年10月9日(土)(集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
季試験	2 次試験	令和3年10月10日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:適性検査・身体検査(1回目)・体力試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :適性検査・論文試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	第 3 次	令和3年11月1日(月)又は11月2日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	次試験	令和3年11月20日(土)から11月23日(火・祝)のうち指定する 1日(個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

#### 5 試験方法

区分	試験種目	配点	内		
	1年口	HUM			
	教養試験	40点 (警察官A (男性/武道 指導)及び警察官A(女性 /武道指導) は20点)			
第 1 次 試	資格加点	武道 英語 10 情報 点 処理	別掲1に掲げる警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、1つの区分につき5点、最大2つの区分(10点)まで加点する。 ※男性/武道指導及び女性/武道指導は除く。		
験	警察官A(男h	生/武道指導	算)及び警察官A(女性/武道指導)のみ実施		
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能		
	身体検査(1回目)	_	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う (検査項目別掲2)。		
	人物試験	20 点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。		
	警察官A(男性	生/武道指導	算)及び警察官A(女性/武道指導)は除く。		
第 2	身体検査(1回目)	_	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検 査項目別掲2)。		
次試験	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。		
	第1次試験日に実施				
	〔警察官A(に実施〕	男性/武道	指導)及び警察官A(女性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日		
	論文試験 (警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式 による試験を行う。【試験時間】90分		
第 3	作文試験 (警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】60分		
次試	第2次試験日	に実施〔⊴	· 全試験職種共通〕		
験	人物試験	_	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうか について、適性検査を行う。		
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。		
	身体検査(2回目)	_	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件 を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲 2)。		
	資格調査	_	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。		

(1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日(警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)においては、第2次試験日)に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したもの とみなし、第1次試験は不合格とする。

また、警察官A (男性/武道指導) 及び警察官A (女性/武道指導) においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

- (2) 人物試験(適性検査)は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験(個別面接) の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順(ただし、警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順)、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目		基準				
第1次試験	教養試験	<ul><li>・得点が配点の3割未満の場合(警察官A(男性/武道指導)及び警察(女性/武道指導)以外)</li><li>・得点が配点の2割以下の場合(警察官A(男性/武道指導)及び警察性/武道指導))</li></ul>					
		①得点が配点の5割未満の場 ②次の表に掲げる試験項目こ 場合		か一つでも満たさない			
		試験種目	男性	女性			
	   体力試験(腕	握力	37kg以上	21kg以上			
		上体起こし(30秒間)	12回以上	5回以上			
forter as vil		長座体前屈	27cm以上	31cm以上			
第2次 試験		反復横とび(20秒間)	31回以上	27回以上			
		20mシャトルラン (往復持久走)	18回以上	10回以上			
		立ち幅とび	162cm以上	113cm以上			
		次の基準を満たさない場合					
	体力試験(腕	試験種目	基	準 / . ///			
	立て伏せ)		男性	女性			
		腕立て伏せ	10回以上	4回以上			
			•				

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に 従って最終合格者を決定する。
  - ア 第3次試験・人物試験(個別面接)の得点の上位者
  - イ 第2次試験・人物試験(集団面接)の得点の上位者
  - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

#### 6 合格者の発表

#### (1) 合格発表日

区分	春季試験	秋季試験
第1 次試験合格者発表	令和3年5月14日(金)	令和3年10月1日(金)
第2次試験合格者発表	令和3年6月4日(金)	令和3年10月22日(金)
最終合格者発表	令和3年7月16日(金)	令和3年12月3日(金)

#### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

#### 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約223,300円、短期大学卒の場合約206,000円、高等学校卒の場合約190,100円(いずれも令和3年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

#### 8 その他

- (1) 勤務開始日については、原則として令和4年4月1日とする。
- (2) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (3) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (4) 詳細は、「令和3年度山梨県警察官採用試験案内」による。

#### 別掲1 資格加点

#### (1) 加点の対象となる資格等

試験職種・区分	区分	加点対象資格等	
	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(公益財団法人全日本剣道連盟認定)	
	英語	①実用英語技能検定 2級以上   ②TOEIC(公開テストに限る) 470点以上   ③TOEFL PBT 460点以上   CBT 140点以上   iBT 48点以上   ④国際連合公用語英語検定 C級以上	
警察官A(男性)		①経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者 ②情報処理安全確保支援士となる資格を有している者	
警察官A(女性)	情報処理	※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る。 ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験	
	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(公益財団法人全日本剣道連盟認定)	
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上   ②TOEIC(公開テストに限る) 435点以上   ③TOEFL PBT 447点以上   CBT 130点以上   iBT 44点以上   4国際連合公用語英語検定	
警察官B(男性) 警察官B(女性)	情報処理	①経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者 ②情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る。 ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験 基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストララジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及て情報処理安全確保支援士試験	

#### (2) 加点の方法

武道、英語及び情報処理のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の 当該資格等について、それを証明する書類(原本及び写し)により確認のうえ、第1次試験得 点に、1つの区分につき5点、最大2つの区分まで加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限り、第1次試験日に当該 資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

#### (3) 資格等の確認書類

. , , , , , , ,					
区分	加点対象資格等	確認書類(原本及び原本の写し)			
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等			
以坦	剣道	公益財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等			
	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate			
英語	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)			
八阳	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report			
	国際連合公用語英 語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証			
情報処理	経済産業省認定の 情報処理技術者試 合格証明書又は合格証 験等				

#### 別<u>掲2</u> 身体検査項目及び合格基準

11/12]	掲2 身体検査項目及の合格基準					
			合格基準			
検査項目		検査項目	警察官A (男性)、警察官A (男性/武道指導)及び警察官B (男性)			
	身本倹埑(1ヨ目)	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	職務遂行上支障がないこと。		
身体検査 (2回目)	身本命	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。			
	色神 (色覚)	職務遂行上支障がないこと。				
	聴力	正常であること。				
1)		その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。			

Щ

梨県

公

報

第百七十一号

令和三年三月四日